

パブリックコメント意見について

1 嬉野市地域防災計画（案）に対する意見

連番	提出された意見等（要約）	市の考え方
1	<p>1. 内水氾濫、高潮浸水地域について</p> <p>今回、内水氾濫、高潮浸水地域について加筆されており、この情報を市民に周知したい。</p> <p>内水氾濫地域にはセンサーも設置されたとのこと。着実に改善されている。</p>	
2	<p>2. 「災害時避難支援」について</p> <p>民生委員をしており、その視点から読みました。</p> <p>「避難支援等関係者」として、何度か民生委員が出てきます。</p> <p>「市は、市防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、<u>民生委員・児童委員</u>、<u>地域住民等の避難支援等に携わる関係者</u>と連携して、名簿情報に係わる避難行動支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するように努めるものとする」（「風水害対策」P.106）</p> <p>私は、民生委員は源流である済世顧問制度の創設時から貧困者対策など「社会福祉」が職務だと考えています。戦後、民生委員と名称を変えましたが、児童福祉、老人福祉などその範囲は広がっても平時の福祉でした。</p> <p>2013年災害対策基本法改正により、民生委員が「避難支援等関係者」と法定されました。</p> <p>しかし、災害は非常時であり、福祉とは違います。「災害福祉」という概念も公認されていません。避難所の運営協力ならまだしも、発災時の避難支援は危険で、犠牲者も出ています。</p>	<p>災害時の「避難支援」については、民生委員法第14条の民生委員の職務に規定されているものではありません。災害発生に備えて、日頃から訪問などの活動を通じた要援護者との関係づくりが、民生委員活動の延長線上にある「避難支援」というものであると考えています。民生委員自身と家族の安全を最優先としているため、非常時の要援護者の避難誘導などを民生委員に求めるものではありません。しかしながら平時からの関係性により、非常時において避難支援を求められる可能性もあります。身の危険を冒して避難誘導を行うことが民生委員の役割では</p>

連番	提出された意見等（要約）	市の考え方
2	<p>なにより、民生委員は災害時訓練を受けていません。基本、70歳前後の高齢者集団です。しかし、「支援等関係者」のなかで最も名簿が提供されているのが民生委員です。</p> <p>さらに、「個別避難計画書」作成に関わるようになりました。私は、基本的には訓練された“災害時ケアマネージャー”（様々な呼び方がある）の職務だと思っています（嬉野市には配置されていない）。</p> <p>市の「個別避難計画書」のフォーマットには「記入に関し、お困りの際は区長さんもしくは民生委員さんにお尋ねください」と書かれています。こういう表現だと、いざという時、民生委員が助けに駆けつけてくれると思われまます。</p> <p>以下に民生委員法から、職務をあげます。</p> <p>「第十四条 民生委員の職務は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。 二 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。 三 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。 四 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。 五 社会福祉法に定める福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他の関係行政機関の業務に協力すること。 <p>2 民生委員は、前項の職務を行うほか、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行う。」</p>	<p>なく、市や行政区長、関係団体などへの日頃からの住民との関係性で得た必要となる情報を伝達や共有といったかたちで協働することによって避難支援に繋がるものと考えており、その趣旨で嬉野市民生委員・児童委員活動の目安Q&AのP32、全国民生委員児童委員連合会が示す10か条に記載されてものとして単位民児協においても共通認識として説明を行っているところ です。</p>

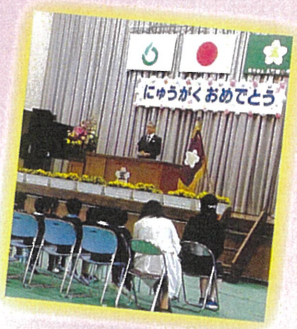
連番	提出された意見等（要約）	市の考え方
2	<p>職務は社会福祉の増進で一貫しています。しかし、近年、縦割り行政と人員削減の弊害というべきか「境界領域」が「お願い」という形でどんだん民生委員に「降ろされて」来ます。これでは益々なり手がなくなります。</p> <p>Q1. 災害時の「避難支援」は民生委員法の「職務」にいうどの項目に該当するのでしょうか。</p>	<p>ご意見として承りたいと思います。</p>
3	<p>3. 第5篇 第5章 鉄道災害対策について</p> <p>Q2. 昨秋、西九州新幹線が開業しました。しかし、計画（案）にはその名は出てきません。なぜでしょう。新幹線は雪や風に弱く、台風などで立ち往生する可能性があります。一般的な叙述に止まっており、JR九州など関連企業名も入れて、具体化する必要があると思います。</p> <p>また、第1節第1項 2の(2)が欠落しています。なく、市や行政区長、関係団体などへの日頃からの住民との関係性で得た必要となる情報を伝達や共有といったかたちで協働することによって避難支援に繋がるものと考えており、その趣旨で嬉野市民生委員・児童委員活動の目安Q&AのP32、全国民生委員児童委員連合会が示す10か条に記載されてものとして単位民児協においても共通認識として説明を行っているところです。</p>	<p>鉄道災害対策は、令和4年9月の修正版で追加したものです。この時点では、西九州新幹線は開業していなかったため、計画の内容は、鉄道災害が発生した際の県、市、警察、消防、鉄道事業者等との一般的な連携等必要最低限の内容としています。今後、JR九州等の協力を得て、更に具体的な計画にしていきたいと考えています。</p> <p>第1節第1項 2の(2)の欠落については、(3)以降を繰り上げて修正します。</p>

連番	提出された意見等（要約）	市の考え方
4	<p>4. 防災全体について</p> <p>防災の鍵を握る「自主防災組織」は地区毎に不均等で、育成に向けての援助が必要と思われます。</p> <p>Q3. 今期、特に重視して取り組む具体的な内容について教えてください。</p>	<p>嬉野市では、自主防災組織は、各地域コミュニティなどが単位で設置されています。各地域コミュニティは、それぞれに特性が異なり、かつ自然災害リスクの種類・程度が異なることから、均一な組織ではありません。</p> <p>各地域コミュニティはそれぞれの特性の違いを理解し、各特性に応じた自主防災組織を育成していくことが重要であると考えています。そのため、現在では、様々な防災訓練、防災講話等の場面を活用して、それぞれの特性を理解していただくようにしています。これからも、この点を重視して、自主防災組織の育成に向けて支援していきたいと思えます。</p>
5	<p>5. その他、要望</p> <p>①年号は元号だけのものと、西暦併用「1990（平成2）年」式が混在しています。西暦を前にもってきたものに統一をお願いします。ちなみに、運転免許証は「2023年（令和5年）」式表示になっている。</p> <p>②惨事ストレス対策のなかに触れてはあるが、災害時の職員の健康管理（とくにメンタルヘルス）は重要な課題であり、会計年度任用職員が増えると、どうしても正規職員に大きな負荷がかかる。第1編あたりで大項目として多面的に対策を取り扱って頂きたい。</p>	<p>①ご意見として承りたいと思えます。</p> <p>②ご意見として承りたいと思えます。</p>

連番	提出された意見等（要約）	市の考え方
5	③ペット同伴できる避難所が明示されていませんが、高齢者でペットを飼っている方は多い。是非、設置をお願いします。	③ペット同行避難所については検討中です。
6	6. 誤字・脱字など ・「防災計画（案）概要」 p.7 処理すべき事努→処理すべき事務 ・第3編 p.78 10行目 事業計画マネジメント（BCP） ⇒事業計画マネジメント（BCM）	ご指摘ありがとうございます。今後、各段階で複数回点検を行い、このようなミスがないように改善します。

嬉野市民生委員・児童委員

活動の目安



Q65. 災害に備えて、民生委員・児童委員として取り組むべきことは何でしょうか。

- 災害発生に備え、日ごろから訪問などの活動を通じて、自分が担当する要援護者との関係づくりを進めておきましょう。
- その際、区などとの間で、本人の同意を得た上で情報共有できるような協力関係をつくっておくことが重要です。

Q66. 災害発生時に、民生委員・児童委員は、まずどのように行動すべきでしょうか。

- 平常時、災害時、発災後という時間経過の中で考えられる取組み指針として全国民生委員児童委員連合会から、次の10点が示されています。

- ① 自分自身と家族の安全を最優先に考える
- ② 無理のない活動を心がける
- ③ 地域住民や地域の団体とつながり、協働して取り組む
- ④ 災害時の活動は日頃の委員活動の延長線上にあることを意識する
- ⑤ 民児協の方針を組織として決めておく
- ⑥ 名簿の保管方法、更新方法を決めておく
- ⑦ 行政と協議し、情報共有のあり方を決めておく
- ⑧ 支援が必要な人に、支援が届くように配慮する
- ⑨ 孤立を防ぎ、地域の再構築を働きかける
- ⑩ 民生委員同士の支え合い、民児協による委員支援を重視する

(2019年3月29日作成)

ちょこっと歴史

2011年の東日本大震災では高齢者などの安否確認をしていた民生委員が岩手、宮城、福島で56人犠牲になった。震災の前に全日本民児連では「災害時一人も見逃さない運動」が行われており、犠牲数の多さはその名称にとらわれたからではとの意見もあり、2019年に「災害に備える民生委員活動10か条」が見直され、第1条で「自分自身と家族の安全を最優先に考える」とうたった。